

# 大阪府森林審議会 第4回森林整備指針検討部会

と き：令和元年6月19日（水）

14時00分～15時30分

ところ：ホテル プリムローズ 2階「羽衣」

## 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）大阪府森林整備指針の策定について

4 その他

5 閉 会

## 配付資料一覧

○次 第

○大阪府森林審議会規程

○配席図

○資料 1                      大阪府森林整備指針検討資料

## 大阪府森林審議会規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、森林法に基づく大阪府森林審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会 長)

第2条 審議会に会長を置き、委員のうちから委員が互選した者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員が互選したものがその職務を代行する。

### (会議の招集)

第3条 審議会は会長が必要と認めるとき、又は委員総数の3分の1以上の委員の要請があったとき、会長がこれを招集する。

2 会長は審議会を招集しようとするときはその会日の3日前までに、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

### (会議の定数)

第4条 審議会は委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

### (議 事)

第5条 審議会の会議は会長がその議長となる。

2 審議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることはできない。

### (部 会)

第6条 審議会に、次の各号に定める部会を置き、部会長のほか当該各号に定める人数の委員をもって組織する。

一 森林保全整備部会 7名

二 森林整備指針検討部会 4名

2 部会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

4 部会の会議については、第2条から第5条までの規程を準用する。

### (部会の議決事項)

第7条 森林保全整備部会は、次に掲げる事項について議決することができる。

一 林地の開発の調整に関する事項

二 保安林の指定解除に関する事項

三 森林病虫害の防除対策に関する事項

四 林業振興地域の整備育成に関する重要事項

五 林業構造改善に関する事項

2 森林整備指針検討部会は、次に掲げる事項について議決することができる。

一 大阪府森林整備指針の策定に関する事項

3 前二項各号に掲げる事項についての部会の議決は、これを審議会の議決とする。但し、部会長は次期

審議会において、これを報告しなければならない。

(部会の特例)

第8条 会長は、緊急の必要があり部会を招集する暇のない場合その他やむをえない事由のある場合は、第6条第4項の規程にかかわらず各委員の意見を個別に聴取し部会の会議に代えることができる。

2 第4条及び第5条の規程は、前項の場合について準用する。

(委 任)

第9条 この規程の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(その他)

第10条 森林整備指針検討部会は、議決事項の答申日をもって解散する。

附則 この規程は、平成3年11月1日から施行する。

附則 この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年9月30日から施行する。

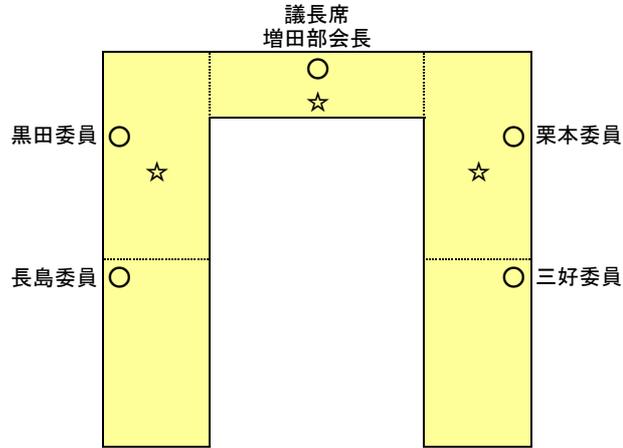
附則 この規程は、平成30年10月19日から施行する。

附則 この規程は、平成31年3月29日から施行する。

# 第4回森林整備指針検討部会 配席図

有線マイク ☆  
ワイヤレスマイク ★

速記士



○	○	○	○	★ ○	○	○	○
森づくり課 主査 浦久保	森づくり課 森林整備補佐 村上	森づくり課 参事 田中	森づくり課 課長 赤井	みどり推進室 室長 北尾	森づくり課 参事 能勢	森づくり課 保全指導補佐 岡田	森づくり課 森林支援補佐 朝田
○	★	○	○	○	○	○	○
森づくり課 技師 鉄羅	南河内農と緑の 総合事務所 土屋副主査	中部農と緑の 総合事務所 柴崎課長	北部農と緑の 総合事務所 津本課長	泉州農と緑の 総合事務所 薬師寺室長	森づくり課 総括主査 樋口	森づくり課 技師 小牧	
○	○						
環境農林水産 総合研究所 山田主任研究員	環境農林水産 総合研究所 石井主査						
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	(	傍	聴	席	)		



# 大阪府森林整備指針 検討資料

大阪府森林審議会  
第四回 森林整備指針検討部会

1

## 大阪府森林整備指針の構成(案)

1. はじめに
  2. 森林・林業をとりまく動き
  3. 大阪府の森林・林業の現状
  4. 森林区分の設定
  - (1)大阪府域の森林の現況
  - (2)森林区分の条件の検討
  - (3)森林区分の設定
  5. 保育・管理方針
  - (1)森林区分ごとの保育・管理方針
  - (2)施業における配慮事項
  6. 活用のロードマップ
  7. おわりに
- 7/30の説明事項
- 10/29の議事事項
- 2/6の議事事項  
3/25の議事事項
- 今回の議事事項

2

# 前回の振り返り

## 森林区分・施業方法についての主な意見

- ▶ 針広混交林は、北海道以外では成立しないしメリットがない。モザイク林を目指すのであれば、「針広混交林」の言葉を変えるように。
- ▶ 天然更新は場所によっては難しいので、植栽やシカ対策の有無を見極めた上で、高木が成長するようにモニタリングが必要。
- ▶ 資源利用林について、利用だけではなく、育成の視点も明記すること。
- ▶ 森林の防災機能の高度発揮に関する事項も記載した方がよい。
- ▶ シカ害については、シカを減らす対策も必要。また、下層植生も含めて、郷土種の保全という意味で、柵の設置も必要。
- ▶ 作業道だけではなく、林道の整備や架線集材も含めて条件適地を増やしていく、という考えの方がよい。
- ▶ 風倒木被害地では、後の育林のことを考え、一体的に路網整備した方がよい。
- ▶ 竹林について、ポイントを押さえてやると、2～3年かければ抑制できる。拡大が懸念される場所では積極的に対策を取るという表現にかえた方がよい。また、斜面がきつい場所に竹林が広がると、崩壊の危険性が増すため、抜本的な対策が必要。
- ▶ 自然遷移林において、防災面で危険な箇所のモニタリングについては、手法を検討すること。（緑地保全協定など、府民での見守り体制の構築）
- ▶ モニタリングには、巡視員の仕組みのほか、ドローンなどを利用できる技術開発に取り組みえないか

3

# 指針の4つの目標

今回策定する指針の根底となる主なポイントを分かりやすく表現し、関わる人すべての共通認識とするために、4つの目標を設定する

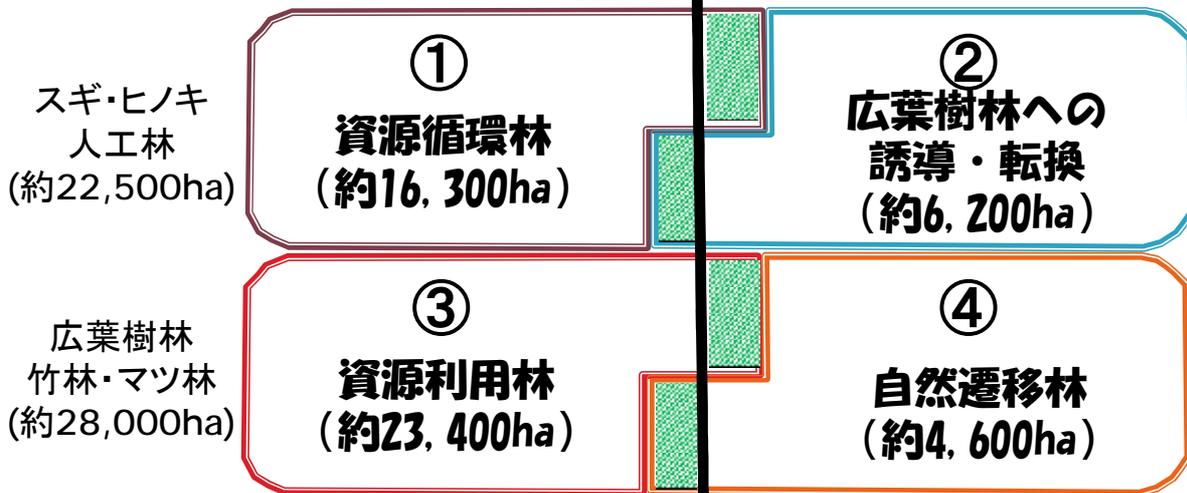
- ▶ メリハリをつけた林業経営
- ▶ 防災に配慮した施業
- ▶ 広葉樹などの資源の育成と活用
- ▶ モザイク状の多様な森づくり

4

# 4(3)森林区分の設定

## 森林区分の条件

- A. 傾斜: 35° 以下
- B. 土壌: 褐色森林土
- C. 路網: 林道・作業道から 200m以内(計画路線含む)

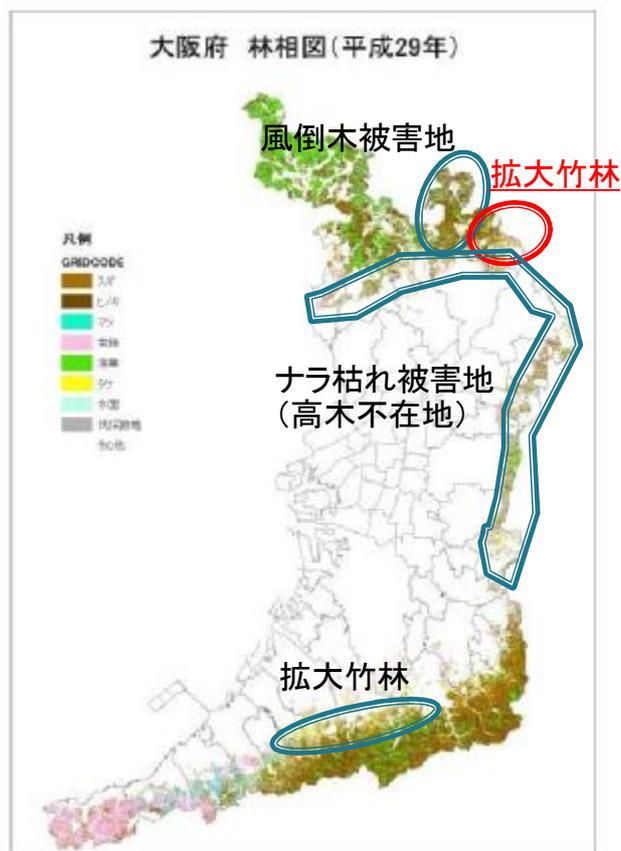


※注1 は現場に応じて施業方法を選択

※注2 表の面積は、条件のAとBのみを適用したもの

## 早急に対策が必要な森林

- ▶ ⑤風倒木被害地 (高槻市での被害面積: 約720ha)
- ▶ ⑥ナラ枯れ被害地(高木不在地) (ナラ枯れ被害の推定のべ面積: 約200ha)
- ▶ ⑦拡大竹林 (昭和50年と平成29年とを比較し増加した面積: 約1,500ha)



## 5. 保育・管理方針

### (1) 森林区分ごとの保育・管理方針

▶ 7区分と4つの目標(★)とを整理

林相	条件	適地	不適地
スギ・ヒノキ 人工林		①資源循環林 ★メリハリをつけた林業経営	② <b>広葉樹林への 誘導・転換</b>
落葉広葉樹林 常緑広葉樹林 竹林・マツ林		③資源利用林 ★広葉樹などの資源の活用	④自然遷移林
早急に対応が 必要な森林		⑤風倒木被害地 ⑥ナラ枯れ被害地(高木不在) ⑦拡大竹林	

★防  
災  
に  
配  
慮  
し  
た  
施  
業

⇒それぞれの適正な保育・管理により、  
★モザイク状の多様な森づくりにつながる

### ①資源循環林

【保育・管理方針】

▶ 人工林の保育・伐採・再造林という林業のサイクルを維持し、持続的に木材資源の有効活用を図る

【施業方法】

- 従来的人工林施業方法に則り、適正に管理を行う
- 周囲の森林の団地化や**林内路網の整備、架線集材の活用等**により、条件適地を増やすことで、より多くの資源を有効活用する
- 皆伐後は確実に植樹し、森林を更新させる。その際には、低コスト施業のために、伐造一環作業システムやコンテナ苗の利用を推進するとともに、花粉症対策苗木の植樹に努めるものとする

## ② 広葉樹林への誘導・転換

### 【保育・管理方針】

- ▶ 条件不適地の人工林では、公益的機能を維持しつつ、管理コストの削減に向け、積極的に広葉樹林への転換を図る

### 【施業方法】

#### 広葉樹林への転換・誘導

- モザイク状に1ha未満の皆伐を行う。その後、天然更新を行うか、植樹を行うかは、周辺の植生やシカ生息の状況により決定し、施業後は定期的なモニタリングに努める
- 小面積の場合や、生育状況によっては、列状間伐等の強度間伐を繰り返し、地表面の受光を増やすことにより、広葉樹林に誘導する

#### 広葉樹育成のための施業

- 広葉樹の成長を阻害する人工林は伐採

9

## ③ 資源利用林

### 【保育・管理方針】

- ▶ 人工林と一体的に施業できる場合は、販売可能な広葉樹や竹材も併せて搬出するなど、資源の有効活用を図る
- ▶ 条件の良い土地では、積極的に有用広葉樹の育成を図る

### 【施業方法】

- 定期的に更新伐を実施
- 将来、販売の見込みのある広葉樹を目標樹とし、積極的に植樹したり、そのライバル木を適期に除伐するなど、有用広葉樹の育成を行う
- 外来種や竹は、可能な限り伐採する

## ④ 自然遷移林

### 【保育・管理方針】

- ▶ 基本的には自然遷移に任せる

### 【施業方法】

- 施業は行わないが、一定期間のモニタリングは必要
- 防災上必要な箇所については対策を講じる

11

## ⑤ 風倒木被害地

### 【保育・管理方針】

- ▶ 防災上、景観上の観点から、早期に森林に回復できるよう、被害木の伐採・搬出及び植樹を実施する

### 【施業方法】

#### ⑤-1 条件適地の場合

- スギ・ヒノキ、もしくは有用広葉樹の再造林を推進する  
(所有者の意向を確認)
- 搬出できる被害木は、森林バイオマス資源として有効活用する
- 被害木の搬出のために作設する路網は、将来の保育や搬出のための路網として活用できるように整備する

#### ⑤-2 条件不適地の場合

- 防災上必要な箇所については、将来は自然遷移林とするため、獣害対策を行った上で、広葉樹を植樹する

12

## ⑥ナラ枯れ被害地(高木不在)

### 【保育管理方針】

- ▶ 高木層のある広葉樹林として再生する

### 【施業方法】

#### ⑥-1 条件適地の場合

- 高木の稚樹が存在する場合は、**成長**を阻害する樹木の除伐を行うなど、高木を育成する
- 高木の稚樹が存在しない場合は、小面積皆伐を行った上で、高木層となる樹種の植樹、または、播種を行うなど、高木を育成する
- 郷土種の植樹や播種に努める

#### ⑥-2 条件不適地の場合

- 防災上必要な箇所については対策を講じる

13

## ⑦拡大竹林

### 【保育・管理方針】

- ▶ 放置により周囲の森林への侵入・拡大が懸念される箇所において、重点的に拡大防止策を講じる

### 【施業方法】

#### ⑦-1 条件適地の場合

- 面積が小さければ皆伐を行い、樹種転換を図る
- **面積が大きければ**、竹林の周囲に数メートルの緩衝地帯を設け、拡大しないよう継続して管理を行う

#### ⑦-2 条件不適地の場合

- 防災上必要な箇所は、**皆伐し、植樹により樹種転換を図るなど抜本的な対策を行う**

14

## 5(2)共通する配慮事項①

### ▶ 防災対策

・森林が持つ防災機能を高度に発揮させるため、健全な森林が維持できるよう、除間伐などの森林施業を適期に行う

・溪流に近く、流木となる恐れがある立木は事前に伐採するとともに、高木となる樹種の植樹は行わない

・重要なインフラに影響を及ぼし得る高木は、事前に伐採するなど、施業に配慮する

・大面積の一斉皆伐は避ける

### ▶ 生態系保全

・針葉樹林や広葉樹林、草地など多様な自然環境をモザイク状に配置することを目標とし、小面積皆伐による樹種転換や、単一樹種の単純林とならないよう、樹種を選択した間伐等を行う

・植樹する場合は、遺伝子のかく乱に配慮する

・シカの生息地においては、下層植生を含め、郷土種の保全を行うために、一定のエリアを柵等で囲うなどの対策を行う

15

## 5(2)共通する配慮事項②

### ▶ シカ食害対策

・野生シカ生息地では、植樹及び萌芽更新の際には、獣害防止筒又は防護柵の設置を行うなど、対策を講じる。

・また、現場状況により可能な場合は、シカに届かないよう高伐りを行う

・関係課とも連携し、頭数を減らすなどシカ対策を推進する

### ▶ 景観対策

・自然歩道沿いや、眺望対象となる山林では、景観に配慮し、樹木の適正な密度管理や景観を阻害する樹木の伐採などに努める

16

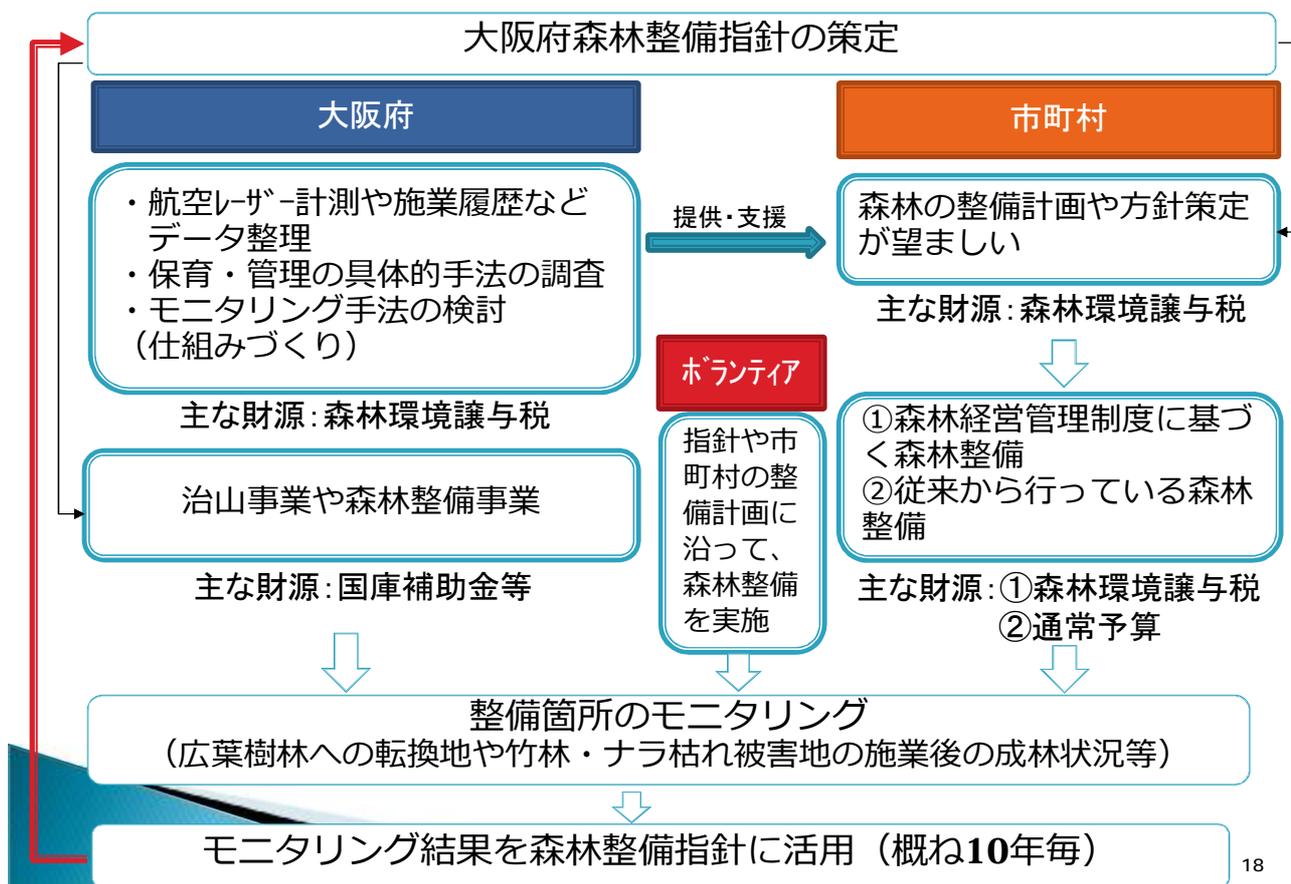
## 6.活用のロードマップ

### 6(1) 森林整備指針の活用について

### 6(2) 市町村における活用

17

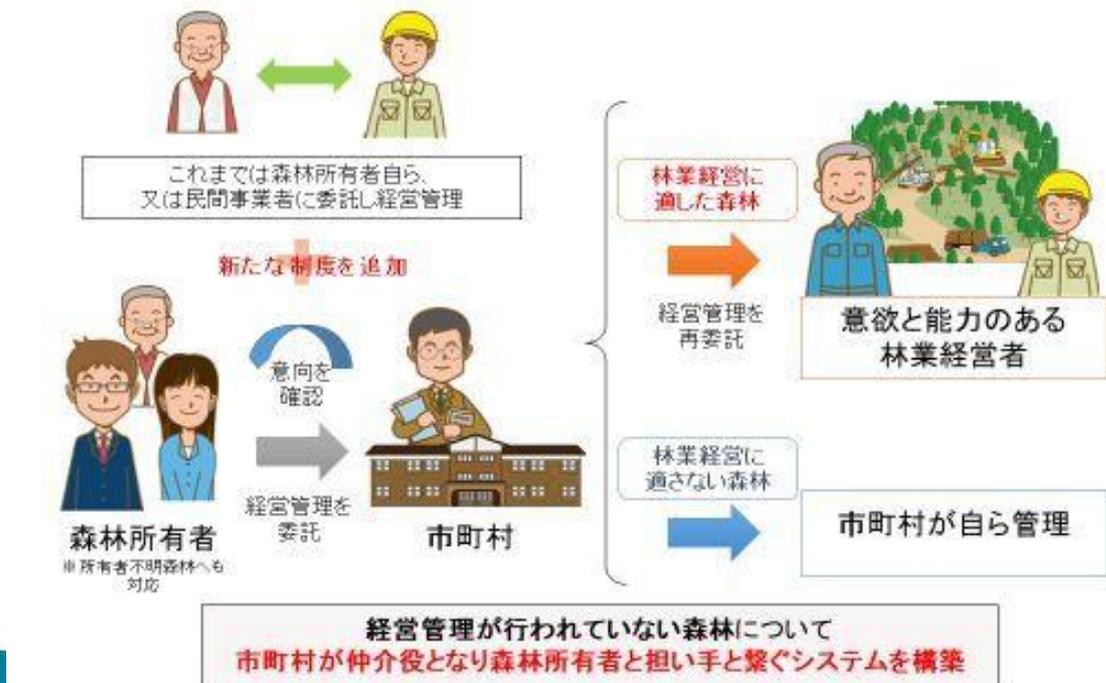
### 6(1) 森林整備指針の活用について



18

## 6(2) 市町村における活用

### 森林経営管理制度のスキームについて



19

## 6(2) 市町村における活用

- 市町村は森林経営管理制度に基づき、森林整備を実施する
- 適切に管理されていない人工林は所有者に意向確認した上で、森林区分に応じて、次のように取り組むことが想定される
  - 林業経営に適した森林(①)では、経営管理権の設定を検討
  - 林業経営に適さない森林(②)では、森林環境譲与税を活用し市町村が管理
- 人工林以外の森林(③~⑦)については、地域の実情に応じて、市町村が森林環境譲与税を活用し整備することも可能

### 5(1) 森林区分

林相	条件	適地	不適地
スギ・ヒノキ人工林		①資源循環林	②広葉樹林への誘導・転換
落葉広葉樹林 常緑広葉樹林 竹林・マツ林		③資源利用林	④自然遷移林
早急に対応が必要な森林		⑤風倒木被害地 ⑥ナラ枯れ被害地(高木不在) ⑦拡大竹林	

20

## 今後のスケジュール

- ▷R1.6月19日 第4回 森林整備指針検討部会  
(ご意見を踏まえ、答申原案を作成)
- ▷R1.7月 市町村への意見照会
- ▷R1.8月中下旬 第5回森林整備指針検討部会  
(答申予定)
- ▷R1.9月上旬 大阪府森林整備指針の策定  
報道提供・HP等により公表
- ▷R1.10月～12月 関係者への周知  
市町村・林業関係者:説明会の開催  
ボランティア団体:出前講座等
- ▷R1年度から4ヶ年 航空レーザー測量成果の活用